

支部表彰規程

平成 9年 7月 1日 施行
平成13年 9月 1日 一部改正
平成25年10月 1日 一部改正
平成30年 8月23日 一部改正

表彰の種類	表彰の種別	表彰規程の概要	表彰の基準	取扱い要領										
優良賞 2条・3条	会社	労働災害の防止に優秀な成績を収め、県内の建設業における安全衛生水準の向上に著しく貢献した会社、工事現場及び団体に対する表彰とする。	① 安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること。 ② 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること。 ③ 表彰する年の4月1日の直前1年間の営業年における完成工事高が100億円未満であって、次表の年間完成工事高に応じるそれぞれの期間において無災害（休業4日以上）であること。 （すべてに該当するもの） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年間完成工事高</td> <td style="text-align: center;">無災害である期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 5億円未満</td> <td style="text-align: center;">4年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 ～ 10億円未満</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 ～ 50億円未満</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 ～ 100億円未満</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> </table>	年間完成工事高	無災害である期間	～ 5億円未満	4年	5 ～ 10億円未満	3年	10 ～ 50億円未満	2年	50 ～ 100億円未満	1年	① 年間完成工事高の多いものを優先する。但し、専門事業者及び分会への配分は、考慮する。 ② 元請及びその協力会社は、同時に表彰しない。 ③ 過去5年以内に、本部・支部の「優良賞」を受賞した会社は、表彰しない。 ④ 表彰の対象は、会員会社で、会費を納入しているものに限る。
	年間完成工事高		無災害である期間											
	～ 5億円未満		4年											
5 ～ 10億円未満	3年													
10 ～ 50億円未満	2年													
50 ～ 100億円未満	1年													
工事現場	① 安全衛生管理組織が合理的に整備され、有効に運営されていること。 ② 労使が安全衛生活動について、積極的に協力していること。 ③ 前年4月1日から表彰する年の3月末日までの間において完成した請負金額が5億円以上（地場店社にあっては1億円以上）の建設工事であって、全工期無災害（休業4日以上）であること。 （すべてに該当するもの）	① 「労災保険料の額」と「延べ労働時間数」の積の値の大きいものを優先する。但し、分会への配分は、考慮する。 ② 表彰は1社1現場とする。 ③ J/V現場については、②の規定には含まない。但し、スポンサーが同一のJ/V現場は1社1現場とする。また、構成会社が異なっている場合は、同一会社として取り扱わないこととする。 ④ 前年度に、「優良賞（工事現場）」を受けた会社については、表彰しない。 ⑤ 表彰の対象は、会員会社で、会費を納入しているものに限る。												
団体	① 当該団体における組織が確立され、相当の恒常性を有していること。 ② 当該団体において、労働災害防止計画が具体的に樹立され、その実施状況が特に良好であること。 ③ 当該団体に加入している事業場において、過去2カ年死亡災害又は重大災害がなかったこと。 （すべてに該当するもの）	① 支部の労働災害防止活動に協力する団体であること。												
功労賞 2条・4条		永年にわたり建設業に関する安全衛生運動に尽くし、県内の安全衛生水準の向上発展に功績があった個人に対する表彰とする。	5年以上にわたり、建災防の役員又は委員等として（建災防の役員等の履歴が5年未満であっても、建災防以外の建設関係団体における役員等の履歴を合算して、10年以上になる場合は同じと見なす）、建設業に関する安全衛生運動に尽くし、県内の安全衛生水準の向上発展に著しい功績があった者。	① 支部功績賞を受け、その後も引き続き安全衛生運動に尽くしている者。 なお、「引き続き」とは功績賞受賞後3年以上経過していることが望ましいものとする。 ② 建災防役員として活動歴が5年以上で、その功績が特に優秀な者は、支部功績賞受賞を省くことができる。 ③ 年齢が満40歳以上であること。										
功績賞 2条・5条	委員会委員等	建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績があった個人に対する表彰とする。	3年以上にわたり、建災防において役員又は委員等として（建災防の役員等の履歴が3年未満であっても、建災防以外の建設関係団体における役員等の履歴を合算して、5年以上になる場合は同じと見なす）、安全衛生活動を活発に実践した者であって、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者。	① 年齢が満35歳以上であること。										
	安全衛生推進者等		2年以上にわたり、所属事業場の工事現場等において、安全衛生関係の業務に従事した者であって、当該事業場の安全衛生水準の向上に貢献した者。	① 「安全衛生推進者能力向上教育」を修了して、2年以上の者から推薦する事。 ② 年齢が満30歳以上であること。										

表彰の種類	表彰の種別	表彰規程の概要	表彰の基準	取扱い要領
功績賞 2条・5条	所長	建設業に関する安全衛生活動を活発に実践し、地域又は関係事業場の安全衛生水準の向上に功績のあった個人に対する表彰とする。	① 工事現場の所長としての経歴が3年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者。 ② 所長として管理した工事現場（優良賞の対象を含む）において、過去3年以上無災害（休業4日以上）であること。 （すべてに該当するもの）	① 「統括安全衛生責任者講習」を修了して、3年以上の者から推薦する事。 ② 年齢が満35歳以上であること。 ③ 申請者が多数の場合、1社3名までとする。
	職長		① 作業の実務について作業員の直接指導監督に当たる者。 ② 工事現場の職長としての経歴が5年以上の者であって、工事現場の安全衛生水準の向上に貢献した者。 ③ 本人の担当した工事現場において、過去2年以上無災害（休業4日以上）であること。 （すべてに該当するもの）	① 「職長・安責（リスク含む）教育」を修了して、5年以上の者から推薦する事。 ② 「本人の担当とした工事現場」とは、「本人が職長・安責者として担当した工事現場」のことである。 ③ 年齢が満30歳以上であること。
善行賞 2条・6条		作業現場における異常事態の発生に際し、適切な措置により人命を救助した者等に対する表彰とする。	作業現場における異常事態の発生に際し、作業従事者が本来の職責を帯びない立場において、適切な措置により人命を救助した者又はグループ。	

支部表彰規程

- 第 1 条 この表彰は、県内の建設業における労働災害の防止に著しく貢献した会社、工事現場、団体及び個人について、支部長が表彰状と副賞を授与して行う。
- 第 2 ～ 6 条 省 略
- 第 7 条 この表彰は、分会長が推薦した者を安全対策委員会の諮問を経た後、分会長会議の審議を経て、支部長が行う。
- 第 8 条 支部長は、特に必要と認める場合には、前条に定める以外のものを安全対策委員会の諮問を経て表彰することができる。
- 第 9 条 建設業における労働災害の防止に貢献したことにより、内閣総理大臣、厚生労働大臣又は福岡労働局長が表彰した者に対しては、この規定による表彰は行わない。
- 第 10 条 この規程による表彰の基準は、別に定める。

個人賞について

個人賞は、上記取扱い事項の他、次の事項を共通事項とする。

- ① 被賞者は、会費を納入している会員事業場に所属する者であること。
- ② 被賞者は、原則として、表彰時点で表彰区分に該当する業務に従事している者であること。
- ③ 選考は、経験年数の長い者を優先し、経験年数が同一の場合は、年長者を優先する。
- ④ 経験年数は、中断があるときは前後を通算して算定する。
- ⑤ 経験年数は、表彰年度の4月1日時点で見るとする。
- ⑥ 「建災防における役員又は委員等」とは、支部長、副支部長、分会長、理事、監事、代議員、常設委員会委員、安全指導者、木造建築安全指導員等をいう。